

【文化財の指定又は登録について(石阪昌孝屋敷跡・墓)】

1. 進捗

地元町内会 会長に情報を共有
土地所有者 筆頭者に情報を共有

2. 旧跡登録

第2 町田市文化財登録基準

6 町田市登録旧跡

- (1)第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値のあるもの
- (2)著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの

3. 指定・登録候補資料(案)について

資料6-1、資料6-2 参照

4. 今後のスケジュール案

5月8日	文化財保護審議会第4回会議
7月3日	指定・登録について文化財保護審議会に諮問することについて、教育委員会定例会に協議事項として上程
8月中旬	文化財保護審議会第5回会議に諮問・審議・答申案確定
8月中旬	答申書の收受
8月中	土地所有者からの同意書受領
9月中旬	教育委員会定例会に、議案審議事項として上程
9月中旬	登録・告示
10月	自由民権資料館企画展開始